

小金井市受益者負担基準

企画財政部行政経営担当

目次

1	はじめに.....	1
2	基本的な考え方.....	1
3	原価計算.....	2
4	受益者負担率.....	3
5	適正価格の算出.....	5
6	見直し.....	6

1 はじめに

本市では、平成14年6月に「小金井市における受益者負担の適正化に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）」を策定し、これまで使用料・手数料等の適正化に取り組んできた。

しかし、策定から15年以上が経過したこと。また、第8期小金井市行財政改革市民会議から、基本的な考え方を見直して、市民に見える形で明確化する必要があるという答申を受けたこと。これらを踏まえ、平成29年4月に策定した行財政改革プラン2020の取組項目として、小金井市行財政再建推進本部での検討及び第9期小金井市行財政改革市民会議の意見を踏まえながら、新たに「小金井市受益者負担基準」を策定した。

2 基本的な考え方

(1) 使用料・手数料

① 使用料

行政財産の使用や公の施設の利用に対して徴収するもの

（地方自治法第225条）

例）集会施設の会議室の利用

② 手数料

特定の者のためにする事務につき徴収するもの

（地方自治法第227条）

例）住民票の写しの交付

※ 本基準では、保育料などの負担金やがん検診などの市の歳入にない自己負担額などの使用料・手数料以外についても、受益者負担の対象としている。

※ 指定管理者制度を導入している施設は、条例に規定する上限額について、本基準を適用する。

(2) 基本原則

受益者負担を徴収する目的として、「効率性の確保」「公平性の確保」「歳入の確保」「妥当性の確保」の4つを基本原則とする。

効率性の確保

・受益者に負担を求めることにより、施設の利用効率の低下を防止し、市民の効率的な利用を図る。

公平性の確保

・ある特定の市民を対象とするサービスについて、受益者に適正な負担を求めることにより、実質的な公平性を確保する。

歳入の確保

・受益者に負担を求めることにより、歳入を確保し、財源配分の適正化を図る。

妥当性の確保

・受益者負担を求めることにより、市民から理解が得られるサービスに係る必要な経費（原価）の計算や受益者負担率を明確にする。

3 原価計算

(1) 算定項目

人件費	毎年度算定している職員一人あたり人件費を基に、その業務に携る人数、業務量を乗じる。 【参考】職員一人あたり人件費（平成29年度） ・正規職員 830万円／年（1分当たり70円） ・非常勤職員 240万円／年（1分当たり27円） ・再任用短時間職員 330万円／年（1分当たり37円） ※社会保険料・共済・退職手当等を含む総人件費 ※1分当たりの人件費は、常勤2,000h、短時間1,500hにて試算
維持管理費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、保険料、建物等管理委託料、土地・建物賃借料など
減価償却費	$(\text{取得価格} - \text{残存価格} 10\%) \div (\text{その資産の耐用年数} (\text{減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (大蔵省令第15号) による耐用年数}))$ *取得価格＝工事費等－補助金等

(2) 算定方法

① 使用料

施設使用料は、原則として算定項目を合算し、総面積・年間使用可能時間で割り、1㎡・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出する。

$$\text{施設使用料} = (\text{人件費} + \text{維持管理費} + \text{減価償却費}) \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

② 手数料

事務手数料は、原則として1分当たりの人件費に1件当たりの処理時間をかけたものと、減価償却費、その他経費を年間処理件数で割ったものを足し、1件当たりの原価を算出する。

$$\text{事務手数料} = (\text{1分当たりの人件費} \times \text{1件当たりの処理時間}) + (\text{減価償却費} + \text{その他経費}) \div \text{年間処理件数}$$

③ その他

原則的には、上記①②の計算式において算定を行うが、より適切な算定方法がある場合は、その算定方法に基づき、原価を算出するものとする。

4 受益者負担率

(1) 使用料

① サービスの分類

ア 選択性サービス

日常生活を営む上で、大半の市民が必要とするサービスを「必需的サービス」、特定の市民に必要とされるサービスを「選択的サービス」と分類する。

イ 市場性サービス

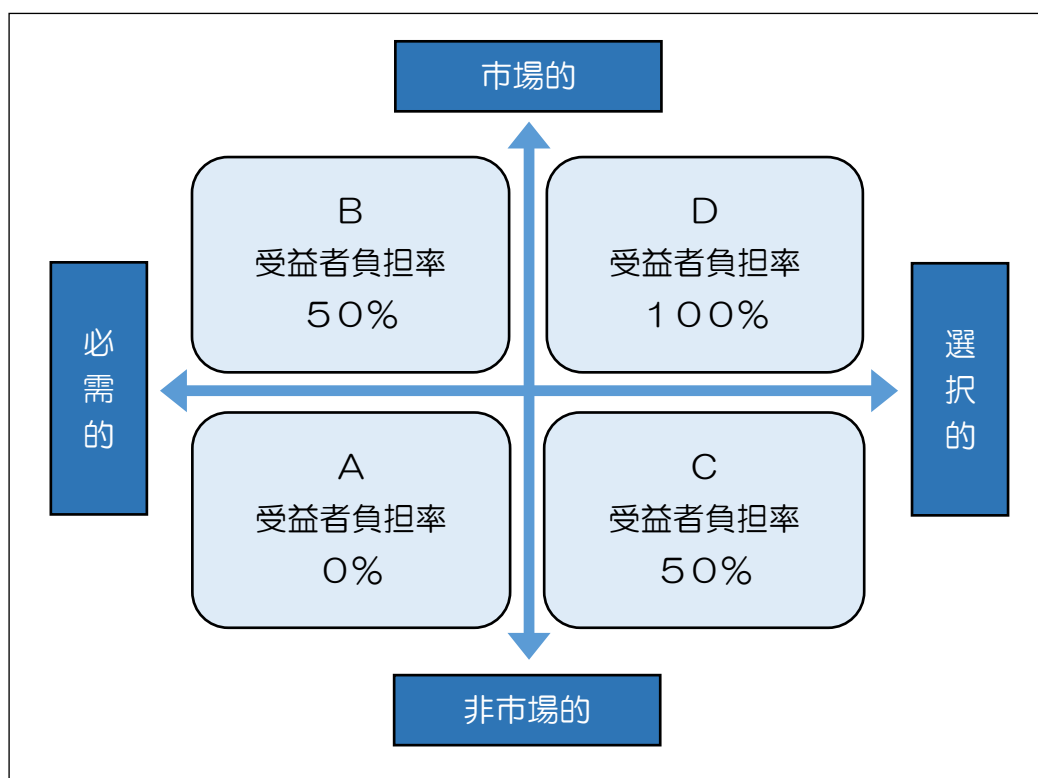
民間でも供給されており、行政と民間とが競合するサービスを「市場的サービス」、市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービスを「非市場的サービス」と分類する。

② 受益者負担率

選択性サービスと市場性サービスに応じて下表A～Dの4区分に分け、区分ごとに受益者負担率を設定する。なお、担当課において、受益者負担率を下表以外に設定する場合、その理由を明確にする必要がある。

	区分	事例	受益者負担率
A	必需的サービス 非市場的サービス	義務教育施設、道路、公園、図書館など	0%
B	必需的サービス 市場的サービス	市営住宅・高齢者住宅、公民館など	50%
C	選択的サービス 非市場的サービス	集会施設、総合体育館、栗山公園健康運動センター、保育所など	50%
D	選択的サービス 市場的サービス	行政財産使用料、市民交流センター、自転車駐車場、駐車場、市民農園、歯科予防処置、各種がん検診、道路占用料、滄浪泉園使用料、清里少年自然の家、トレーニングルーム、プール、テニスコートなど	100%

※各区分において表中と異なる受益者負担率を設定する場合、その差の理由と根拠を明確にする。



(2) 手数料

受益者のために提供されたサービスに要する原価の負担を求めるものであり、受益者負担率は原則として100%とする。

5 適正価格の算出

(1) 算出方法

原価計算により算出した原価に受益者負担率を当てはめることにより、理論上の適正価格を求めることができる。

$$\text{適正価格} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

しかし、最終的な価格は、市民生活への影響、採算性、他市との均衡などを考慮し、決定するものとする。

(2) 減額・免除

① 減額・免除の基本的な考え方

受益者負担の基本原則から、全ての施設・全ての利用者に対して応分の負担を求めることを基本的な考え方とする。

しかし、社会政策的な配慮や特別な事情がある者については、その負担を軽減するため、統一的基準を示し、必要に応じて、条例、規則もしくは要綱等で定めることにする。

② 減額・免除の統一的基準

次の場合、負担軽減の措置を講ずる。

- ア 法律などで積極的な減免措置要請があるもの（障害者基本法など）
- イ 社会福祉的な観点から社会参加の促進や経済的負担の軽減を図るもの（高齢者については、自立した社会構成員であることから応分の負担を求めていくことが、負担の公平、公正を図るものであることから、高齢者ということのみで減免は行わない。）
- ウ 公共的、公益的な利用であるもの
- エ その他生活困窮者や災害などの特別な事情や理由があるもの

(3) その他の考慮すべき項目

① 利用者区分

負担の公平性を確保するため、施設等の利用に係るサービスを受ける者の区分によって格差を設けることができる。

ア 子供（小学校卒業まで）、大人の区分を設定する場合

子供は、大人のおおむね2分の1とする。

イ 市民、市民以外の区分を設定する場合

市民以外は、市民のおおむね2倍とする。

ウ 事業を行う場合の入場料の無料、有料の区分を設定する場合

入場料が有料の場合は、無料より割増しとし、その割増率は、当面従来割増率とする。

② 他市との均衡

他市において、同種のサービスにかかる使用料や手数料については、必要に応じて価格の均衡を図る。原則として近隣7市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、国分寺市、小平市、西東京市）を比較対象とし、そのサービスによって、より適正な比較対象（多摩26市、類似団体など）があれば、それを比較対象とする。

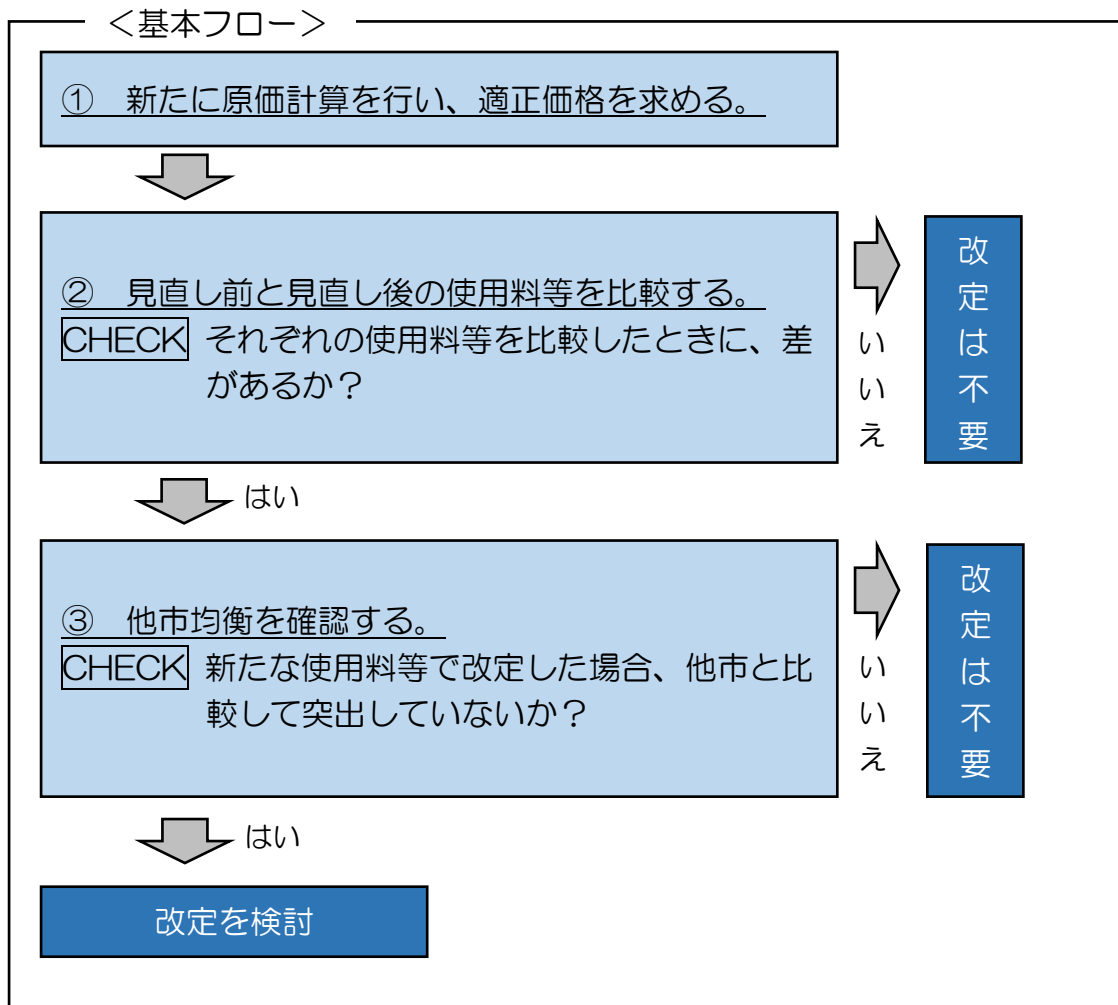
6 見直し

(1) 定期的な見直し

受益者負担の適正化を維持するため、原則として3年ごとに見直し作業を行う。ただし、消費税率の改定、施設の大規模な改修、管理運営方法の変更など、現行の使用料等と大きな差が生じる場合は、3年を待たず、適宜見直しを行うこととする。

(2) 見直し手順

見直しに係る基本的な流れは、以下のとおりとする。



(3) 改定上限率

見直し前と見直し後の使用料等を比べ大幅な増額となる場合、利用者の急激な負担と利用率の低下を防ぐため、激変緩和措置として改定上限率を1.5倍とする。1.5倍より高い改定をする場合は、複数年度に渡り、段階的に改定を行う。ただし、見直し前の使用料等が著しく低額な場合は、この限りではない。

(4) 無料施設の有料化

現在、受益者負担率に関係なく、使用料を徴収していない施設等が存在する。このような施設等は、受益者負担の適正化の観点から、有料化を検討することとする。

小金井市受益者負担基準

平成30年3月策定

編集 小金井市企画財政部行政経営担当

住 所：東京都小金井市本町6丁目6番3号

電 話：042-387-9826（直通）

メール：s010199@koganei-shi.jp